

2021年9月6日  
(一財)日本民間公益活動連携機構

### 実行団体の決済用預金への切り替え推奨のお願い

実行団体の指定口座が決済用預金となっているかご確認いただき、可能な範囲で決済用預金に切り替えていただくように実行団体にお声がけください。

資金分配団体の皆様には、休眠預金等活用事業を行う上での指定口座について、助成の原資である休眠預金等が国民の資産であることから、金融機関破綻時に全額補償を受けられるように決済用預金をお願いしております。

一方、実行団体向けの精算の手引きでは以下の案内をしております。

#### 実行団体向け「精算の手引き」より引用 (P.3)

\* 指定口座は、当該金融機関残高が一時的であっても 1,000 万円を超える可能性がある場合には、預金保険の全額保護の対象となる決済用預金（無利息預金）を原則とし、また、日本円での預金とし、運用はできません。

預金保険制度では、金融機関破綻時に名寄せを行い 1 名義当たり 1,000 万円とその利息までが補償されます。上記の案内では、「当該金融機関残高」とあるものの、指定口座を開設した金融機関において他に利息が付く預金等がある場合を考慮する必要があることが読み取りづらい表現となっております。

※2020年度通常枠より実行団体でも原則として指定口座は決済用預金をご用意いただくこととしております。

なお、いくつかの金融機関において、既にお持ちの利息の付く普通預金を無利息の普通預金（決済用預金）に窓口で即日切り替えることができる事を確認しております。各実行団体にお声がけする際に適宜お伝えください。

以上